

2010年6月2日

文部科学大臣
川端達夫 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 山口 隆

「教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）」に関する申し入れ

貴省は6月1日、文部科学副大臣 鈴木寛氏の名による「教職員等の選挙運動の禁止等について」と題した通知を各都道府県教育委員会ならびに指定都市教育委員会の各教育長宛に発し、「服務規律の確保について格段の配慮」を要請するとともに、「非違を犯した者があったときは、厳正な措置をとられるよう」求めています。

そもそも、公務員の選挙活動に対する国民の批判は、労働組合の特定政党支持おしつけによる選挙活動、あるいは、業界に対して利益誘導を図るなど公務員の地位を悪用したものや役所ぐるみでおこなっている選挙活動などに対するものであり、一般の公務員が憲法等に保障された市民的権利を行使しておこなっている選挙活動に対するものではありません。

日本の公職選挙法は、諸外国に比べ選挙活動に関する市民的権利を異常なほど制限しており、とりわけ教育公務員の選挙運動については、その他の法令によりさらに一定の制約を設けています。しかし、特別に教職員に対し刑罰によって禁止しているのは、「児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用」した運動だけです。

国民には、主権者としての重要な権利として政治活動の自由、選挙活動に関する保障がなされており、教育公務員といえどもその例外ではありません。

しかしながら、今回の副大臣通知は、憲法はもとより、1954年の教育公務員特例法「改正」時の政府答弁や人事院規則14・7（政治的行為）の運用方針等になんら触れることなく、あたかも教育公務員は選挙活動の一切が保障されていないかのように描き出しています。これは、法令にも抵触していない正当な選挙活動を抑圧し、憲法に保障された基本的人権をないがしろにするものです。

憲法が保障する選挙活動の権利を擁護する立場から、以下のことについて申し入れます。

記

- 1、憲法に保障された教職員の権利を制限・抑圧する上記「通知」は撤回すること。
- 2、文部科学省として、憲法で保障された教職員の正当な選挙活動の自由を保障する立場に立った行政を行うこと。